

皆川病院居宅介護支援事業所 重要事項説明書

【令和6年 4月 1日 現在】

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0143-88-0700

担当者 管理者

※ご不明な点は、お気軽におたずねください。

2. 皆川病院居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人社団 楽生会 皆川病院 居宅介護支援事業所
所在地	登別市中央町3丁目19番地5
介護保険指定番号	0113513220
サービスを提供する地域	登別市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者・主任介護支援専門員	常勤1名
介護支援専門員	常勤1名

(3) 営業時間

月～金曜日	午前9時から午後5時まで
休日	土曜・日曜・祝日・年末年始・お盆・開院記念日(7月1日)

当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

- ①事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった場合においても、
その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した
日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- ②事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に
応じて、複数のサービスや事業者の中から、利用者の選択に基づき、適切な保健
医療サービス及び、福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に
提供されるよう配慮して行うものとする。
- ③事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に
立って、利用者が複数の事業所の紹介を求める事ができる事や、提供される指定
居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事
のないよう、公正中立を行い、その利用者からの求めに応じて、事業所を選択し
た理由を丁寧に説明するものとする。※希望に応じて、前6ヵ月間に作成された
ケアプランの総数のうち、訪問介護、(地域密着型)通所介護、福祉用具貸与が、
それぞれ位置付けられたケアプランが占める割合、及び、同一の事業者によって
提供されたものが占める割合(上位3位まで)について説明をします。
- ④事業の実施にあたっては、市町村、医療機関、障害者自立支援法に規定する計画
相談支援事業者、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、他の
指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
- ⑤居宅介護支援を行うに当たっては、介護保険等関連情報等を活用し、P D C A
サイクル (Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善)) を構築・
推進し、事業所が提供するサービスの質の向上に努めていくこととする。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・状況把握、居宅サービス計画の作成、・居宅サービス事業者との連絡調整
- ・サービス実施状況把握、評価、利用者状況の把握
- ・主治の医師等への状況報告、居宅サービス計画書の交付
- ・給付管理、・認定申請に対する協力、援助
- ・障害福祉制度の相談支援専門員との連絡調整、・相談業務

(3) 当法人の概要

法人名	医療法人社団 楽生会
理事長	皆川 和広
所在地	登別市中央町3丁目20番地5
電話番号	0143-88-0111
設立年月日	平成17年 10月
その他の事業内容	病院、訪問介護事業所、 通所リハビリテーション事業所

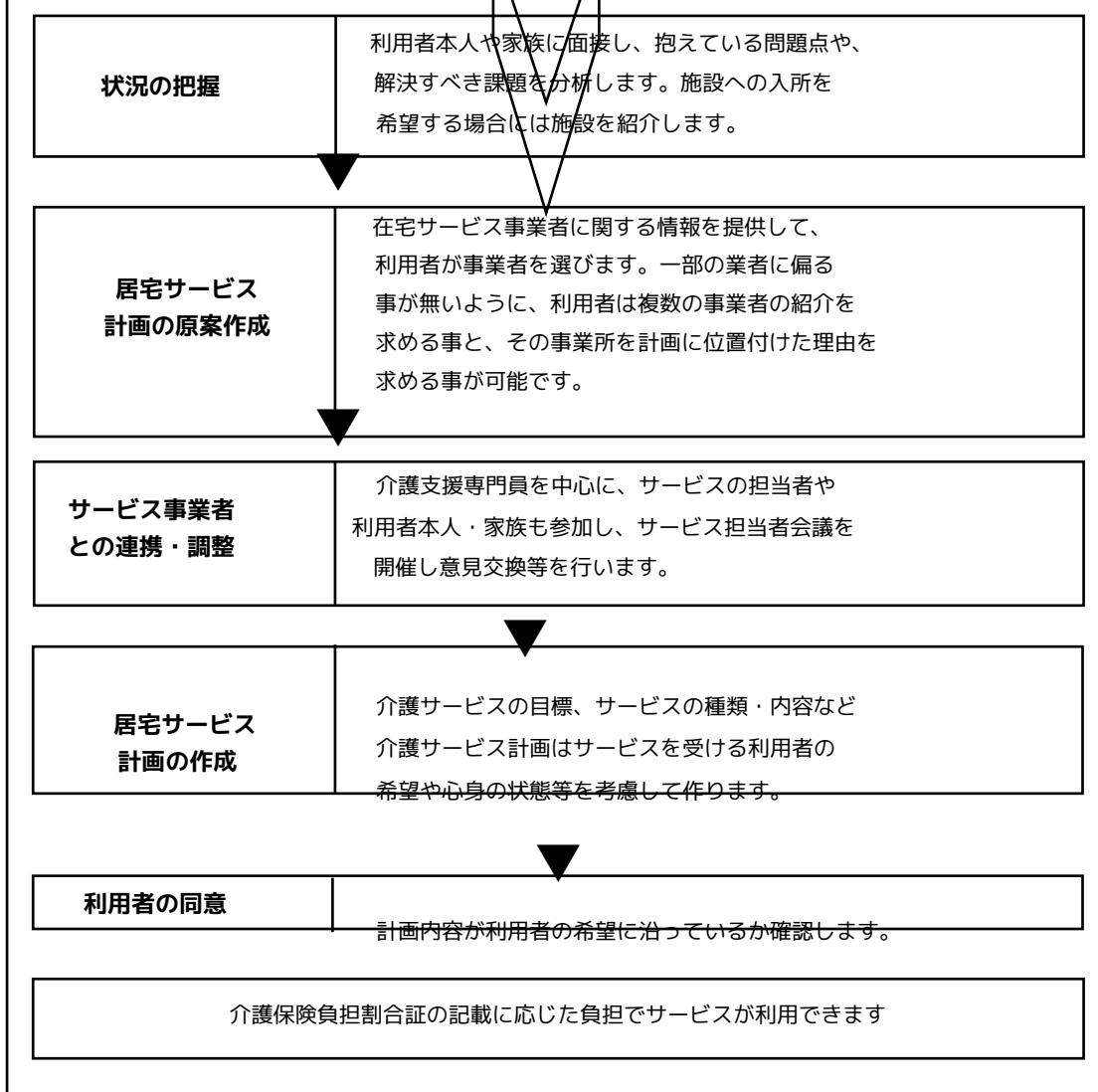
3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れ

利用の申込み

重要事項の説明利用

契 約

サービス計画の作成



※著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得る事を

前提として、上記のプロセスを簡素化する場合もあります。

サービス開始以降、月に1回(必要があれば複数回)、ご自宅を訪問(又はテレビ電話等)して、サービスの利用状況、健康や生活状況等の確認をさせて頂きます。

4. 利用料金

(1) 基本利用料

(契約書 第11条)

居宅介護支援費 扱件数45件未満)	(取)	要介護1・2	1086単位／月
		要介護3・4・5	1411単位／月
<p>※要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので 自己負担はありません。</p>			

(2) 加算料金	
初回加算	300単位／月
入院時情報連携加算 (I)	250単位／月
入院時情報連携加算 (II)	200単位／月
退院・退所加算(カンファレンス無) 450単位／1回目、600単位／2回目	
(カンファレンス有) 600単位／1回目、750単位／2回目、900単位／3回目	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位／回
ターミナルケアマネジメント加算	400単位／月
特定事業所加算 (I)	519単位／月
特定事業所加算 (II)	421単位／月
特定事業所加算 (III)	323単位／月
特定事業所加算 (A)	114単位／月
特定事業所医療介護連携加算	125単位／月
通院時情報連携加算	50単位／月
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1／100単位減算／月
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1／100単位減算／月
特定事業所集中減算	200単位減算／月
運営基準減算	所定単位数の50／100単位減算／月
利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	所定単位数の95／100単位算定／月
<p>※上記の基本料金及び加算料金については介護保険制度から全額給付されます ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者に支払われない場合は基本料金と一緒にいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に提出しますと、 全額払戻しを受けられます。</p>	
(3) 交通費	

サービスを提供する地域（登別市）にお住いの方の交通費はいただけません。それ以外の地域の方は介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

（4）解約料

利用者はいつでも契約を解約することができます。解約料はいただけません。

5. サービスの利用方法

サービスの利用開始

お電話等でお申込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

医療機関へ入院した場合

入院期間の長短を問わず、担当ケアマネジャーへ連絡をお願いします。

また、入院をされた場合には、担当ケアマネジャーの氏名や連絡先等の情報を医療機関へお伝えいただくようお願いします。

サービスの終了

（契約書 第12条）

1 利用者の都合 文書等での申し出によりいつでも解約できます。

2 当事業所の都合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、近隣地域の他の居宅介護支援事業を紹介致します。

3 自動終了

- (ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合、又は小規模多機能型居宅介護施設を利用する場合
- (イ) 利用者が入院し、居宅サービスの利用の見込みが無い場合
(3ヶ月程度を目安に判断させて頂きます)
- (ウ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）・要支援1・要支援2と認定された場合
- (エ) 利用者が亡くなった場合

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

④ その他

利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの著しい迷惑行為(身体的暴力、精神的暴力、ハラスメント等(パワー、セクシャル、カスター等))を行った場合は文書等で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

6. 緊急時の対応 (契約書 第13条)

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医または家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

7. 個人情報の保護について (契約書 第15条)

- 事業者は利用者個人の情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- 事業者が得た利用者の個人情報については、居宅サービス計画の作成や計画に位置づけた指定居宅サービス等の提供が確保されるよう主治の医師等、歯科医師、薬剤師やサービス提供事業者、障害福祉サービスを利用している場合には障害福祉制度の相談支援専門員等との連携調整等以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族またはその代理人の了承を得るものとします。

8. 秘密保持について (契約書 第16条)

- 事業者の、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 事業者は、利用者の家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

9. 事故発生時の対応について (契約書 第14条)

- 事故が発生した場合は、利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に事故の発生状況及び今後の対応等について報告いたします。
- 事故などにより要介護認定等に影響する可能性がある場合には市町村（保険者）に事故の概要

を報告いたします。

10. 感染症対策について (契約書 第17条)

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催します。
2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の作成をします。
3. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施をいたします。

11. 虐待防止対策について (契約書 第18条)

1. 虐待防止検討委員会の設置と定期的な開催をします。
2. 虐待防止の為の指針の作成をします。
3. 虐待防止の為の従業者に対する研修を実施します。
4. 虐待防止に関する措置を適切に実施する為の担当者を設置します。

12. 事業継続に向けた対策について (契約書 第19条)

事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、職員に対し必要な研修及び訓練を実施し、感染症や災害発生時においても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築できるよう、定期的な研修や訓練の実施をおこなう事とします。

13. ハラスメント対策について (契約書 第20条)

事業者は、職場の上司・同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものを含め、ハラスメント(パワー、セクシャル、カスタマー等)、及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等を防止するための事項を定めています。

14. 身体的拘束について (契約書 第21条)

事業所はサービスの提供に当たっては、生命又は身体を保護する為、緊急でやむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他、利用者の行動を制限する行為を行いません。

15. サービス内容に関する苦情相談窓口（契約書 第22条）

当事業所が提供したサービス、または居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情や相談については、下記窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。また、市町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口がありますので、ご活用ください。

●事業所の苦情相談受付窓口

担当 皆川病院 居宅介護支援事業所 管理者 金野 一義

電話番号 0143-88-0700

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
ただし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始・お盆・開院記念日（7月1日は休業となっております）

●行政機関、その他の苦情相談受付窓口

登別市役所 保健福祉部 高齢・介護グループ

電話番号 0143-85-5720

北海道国民健康保険団体連合会 苦情係

電話番号 011-231-5175

16. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施

あり・なし

17. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項について

利用者が要介護認定申請後、認定結果が出るまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う場合の説明をいたします。

1 提供する居宅介護支援サービスについて

- (1) 利用者が要介護認定までに、居宅サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から14日以内に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- (2) 居宅サービス計画の作成にあたっては、認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 作成した居宅サービス計画については、要介護認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただけません。
- (2) 利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、ここに定める内容については終了することとなります。

3 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、利用料をいただけません。

4 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に、提供された居宅介護サービスに関する利用料は、全額を原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者にご負担いただくこととなります。

居宅介護支援の提供開始にあたり、事業者は利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 登別市中央町3丁目19番地5

名 称 医療法人社団 楽生会

皆川病院 居宅介護支援事業所

管理者

説明者

上記の重要な事項を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名

家 族 (代理人)
住 所

氏 名